

東京有明医療大学動物実験規則

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京有明医療大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本方針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、次の各号に掲げる動物実験等の3Rの基本原則に基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) 代替法の利用(Replacement) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
- (2) 使用数の削減(Reduction) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (3) 苦痛の軽減(Refinement) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって実施しなければならないこと。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいい、学部長の中から学長が指名した者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合は、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第2章 動物実験委員会

（委員会の設置）

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに動物実験の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則の適合性に関すること。

- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の管理状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容
容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) 動物実験等に関する情報の公開に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 管理者
- (2) 動物実験等もしくは実験動物に関して優れた見識を有する者 各学科から選出
された教員 各1名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数以上の多数で決するものとする。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴
取することができる。

(関係職員の出席)

第11条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、財務部公的研究支援室において処理し、委員会議事録等の

作成及び保存等を行うものとする。

第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項について検討した上で動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別紙様式1)を学長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び実験の必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮した実験動物の適切な利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛の程度の高い動物実験等(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等)を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。)の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に動物実験計画審査結果通知書(別紙様式2)により通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 学長は、第2項の規定により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。

(動物実験計画の更新・変更)

第14条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を更新又は変更しようとするときは、動物実験計画(更新・変更)承認申請書(別紙様式3)により学長に申請するものとする。

(実験操作)

第15条 動物実験責任者は、動物実験等の実施にあたっては、法、飼養保管基準及び指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子

組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。

(4) 前項の動物実験等は、安全を確保するために必要な設備を有する施設等で実施すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書（別紙様式4）により、実験結果、使用動物数、成果等について学長に報告しなければならない。

（動物実験計画の報告）

第16条 動物実験責任者は、実験を中止したときは、動物実験計画中止報告書（別紙様式5）により、学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、毎年度終了後に、動物実験状況報告書（別紙様式6）により、当該年度の実験状況を学長に報告しなければならない。

第4章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアルの作成と周知）

第17条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第19条 動物実験実施者は、実験動物の導入にあたって、関係法令及び指針等に基づき適正に管理している機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

（給餌・給水）

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

（健康管理）

第21条 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾

病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合は、適切な治療等を行わなければならない。

（異種又は複数の実験動物の飼育）

- 第 2 2 条 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保存及び報告）

- 第 2 3 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。
- 2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、年度実験動物飼養保管数等報告書（別紙様式 7）により学長に報告すること。

（譲渡の際の情報提供）

- 第 2 4 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染症疾病等に関する情報を提供すること。

（輸送）

- 第 2 5 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

第 4 章 施設等

（飼養保管施設の設置）

- 第 2 6 条 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む）するときは、飼養保管施設設置承認申請書（別紙様式 8）を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定する。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、行うことができない。

（飼養保管施設の要件）

- 第 2 7 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。
- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物実験の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられている

こと。

(6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第28条 管理者は、実験室を設置（変更を含む）するときは、実験室設置承認申請書（別紙様式9）を学長に提出し、承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ動物実験等を行うことができない。48時間以内の一時的保管の場合にあっても、同様とする。

(実験室の要件)

第29条 実験室の設置等は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第30条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第31条 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（別紙様式10）により学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第6章 安全管理

(危害防止)

第32条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等並びにアレルギー等に対する予防措置を講じるとともに、感染

症等の発生時には必要な措置を講じなければならない。

- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等の恐れがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めること。
- 6 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

- 第33条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

- 第34条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。
- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

第9章 教育訓練

（教育訓練）

- 第35条 学長は、以下の事項に関する所定の教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせること。
- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規則等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

第10章 自己点検・評価・検証

（自己点検・評価・検証）

- 第36条 学長は、委員会に飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに管理者に、

自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

第 1 1 章 情報公開 (情報公開)

- 第 3 7 条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規則、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、検証の結果、委員会の構成等の情報）を毎年 1 回程度公表すること。

第 1 2 章 補則 (準用)

- 第 3 8 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

- 第 3 9 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規則を適用しない。ただし、前記の目的であっても、外科的措置を施して研究を行う場合や薬理学実験による研究を行う場合などは、本規則の適用を受ける。また、解剖学、生理学、病理学等の基礎科学から応用獣医学、臨床獣医学等の教育、実習に供する場合も本規則の適用を受ける。なお、畜産動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（平成 2 5 年環境省告示第 8 5 号）、生態の観察については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 1 9 年環境省告示第 1 0 4 号）に準じて行うこと。

第 1 3 章 雑則 (雑則)

- 第 4 0 条 この規則に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(規則の改廃)

- 第 4 1 条 この規則の改廃は、委員会の審議を経て、大学協議会で議決を行うものとする。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式1)

東京有明医療大学動物実験計画書

東京有明医療大学長 殿

☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 更新

(旧承認番号:)

提出年月日	平成 年 月 日	受付年月日	平成 年 月 日	受付番号	
-------	-------------------	-------	-------------------	------	--

研究課題	
------	--

動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	所 属	職 名	教育訓練の受講
	氏 名 email	TEL:		☐ 有 ☐ 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ, 選択項目を■)	()			☐ 有 ☐ 無
	()			☐ 有 ☐ 無
	()			☐ 有 ☐ 無
	()			☐ 有 ☐ 無
	()			☐ 有 ☐ 無
	()			☐ 有 ☐ 無

実験実施期間	承認後 ～ 平成 年 月				中止・終了等	平成 年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設 (設置承認番号)				実験室 (設置承認番号)		
使 用 動 物	動 物 種	系 統	性 別	頭 数	微生物学的品 質	入手先(生産機関名)	備 考

研究目的・計画・ 方法等	研究目的
	研究計画（研究計画の概要を記入する。）

	実験方法（動物に加える処置, 使用動物数の根拠を具体的に記入し, 「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。）
--	---

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	☐ ☐ ☐ ☐	1. 病原体の感染動物実験 安全度分類: ☐ ABSL1 ☐ ABSL2 ☐ ABSL3 2. 有害化学物質の投与動物実験 3. 放射性物質の投与動物実験 4. 遺伝子組換え動物を用いる実験 区分: ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A			
動物実験の種類 (選択項目を■)	☐ ☐ ☐	1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他()	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	☐ ☐ ☐	1. 検討したが, 動物実験に替わる手段がなかった。 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 3. その他()

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	A. 生物個体を用いない実験あるいは植物, 細菌, 原虫, 又は無脊椎動物を用いた実験 B. 脊椎動物を用い, 動物に対してほとんど あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 C. 脊椎動物を用い, 動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 D. 脊椎動物を用い, 回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 E. 無麻酔下の脊椎動物に, 耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらと思われる実験。
動物の苦痛軽減, 排除の方法 (該当項目をすべて■)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1. 短時間の保定・拘束および注射など, 軽微な苦痛の範囲であり, 特に処置を講ずる必要はない。 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず, 処置できない。 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合, 適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	☐ ☐ ☐ ☐	1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) 2. 炭酸ガス 3. 中枢破壊 (具体的に記入: 法) 4. 安楽死させない (その理由を記入:)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	☐ ☐	1 外部業者に依頼 2 その他 (具体的に記入:)
その他必要または 参 考 事 項	(過去の動物実験計画書承認実績, 学内の関連委員会への申請状況などを記入する。)	

動物実験委員会記入欄	審査終了: 平成 年 月 日
	修正意見等

	審査結果 ☐ 本実験計画は、東京有明医療大学動物実験規則等に適合する。 ☐ 本実験計画は、東京有明医療大学動物実験規則等に適合しない。
学長承認欄	確認: 平成 年 月 日
	東京有明医療大学長 ㊟

(別紙様式2)

平成 年 月 日

動物実験計画審査結果通知書

申請者（動物実験責任者）

殿

東京有明医療大学長

印

先に申請のあった動物実験計画について、動物実験委員会（平成 年 月 日開催）において審査し、下記のとおり判定したので通知します。

		承認番号	
研 究 課 題 名			
申 請 者 名			
判 定	☐ 承認 ☐ 条件付承認 ☐ 変更の勧告 ☐ 不承認		
条件、勧告又は 不承認の理由等			

(別紙様式3)

平成 年 月 日

東京有明医療大学長 殿

動物実験計画（更新・変更）承認申請書

動物実験責任者
所属： 学部・ 科
職名：
氏名： ⑩

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり，変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

①動物実験責任者・実施者の変更・追加・削除

追加・削除の別	動物実験〇〇者名	フリガナ	所 属	職	教育訓練の受講
		()			☐ 有 ☐ 無

②動物実験実施期間の延長

(変更前) ~

(変更後) ~

③実験動物の使用頭数の変更

	動物種	系 統	性 別	頭 数	微生物学的品質	入手先(生産機関名)	備 考
変更前							
変更後							

2. 変更・追加等の理由

3. 動物実験委員会記入欄	☐ 適合 ☐ 不適合
4. 学長承認欄	承認： 年 月 日 承認番号： 東京有明医療大学長 ⑩

※研究目的の変更及び研究計画・実験方法の大幅な変更は，当該実験計画を一旦終了し，「実験計画書」を新たに提出すること。

※実験動物の使用頭数の変更，追加により実験方法等に変更が生じる場合は，様式1により変更

手続きを行うこと。

(別紙様式 4)

平成 年 月 日

東京有明医療大学長 殿

動物実験責任者

所属： 学部・ 科

職名：

氏名： (印)

動物実験結果報告書

東京有明医療大学動物実験規則に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目を■とし、その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施(※) 結果の概要
4. 使用実験動物種・頭数	
5. 成果（予定を含む） (得られた業績，例：雑誌論文，図書，工業所有権などについて，著者名，論文標題，雑誌名，巻・号，発行年，頁，出版社などを記載，必要に応じて別紙に記載)	
6. 特記事項	

※ 変更が承認されていること。

※ 本様式は、動物実験終了後 1 年を目途に提出すること。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

東京有明医療大学長 殿

動物実験計画中止報告書

動物実験責任者

所属： 学部・ 科

職名：

氏名： ⑩

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、中止しましたので報告
します。

記

1. 実験中止年月日 平成 年 月 日

2. 実験動物の最終処分年月日 平成 年 月 日

3. 中止の理由

4. 備考（計画頭数に対する使用頭数を記入する。）

※残存する実験動物について処分以外の方法を扱う場合は、その方法等を備考に記入する。

※本様式は、動物実験中止後、直ちに提出すること。

動物実験状況報告書

東京有明医療大学長 殿

平成 年 月 日

*受付番号

動物実験責任者名	内線番号	所属・分野・職名
承 認 番 号		
研 究 課 題 名		
実 験 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

動物実験の実施状況の検証

3R に 則 つ て 適 正 に 行 わ れ た か	動物の選択	使用した動物種は適正であったか。また動物を適正に用いたか。	
		☐ 適	
		☐ 不適→	
	動物数の削減	使用動物数（実験使用数および繁殖数）の削減につとめたか。	
		☐ 適	
		☐ 不適→	
	動物の苦痛軽減安楽死	動物の苦痛軽減、排除および安楽死を適正に行ったか。	
		☐ 適	
		☐ 不適→	
施設等の利用	動物飼養施設および動物実験室・飼育室を適正に利用したか		
		☐ 適	
		☐ 不適→	
事故の発生	事故の発生があったか		
		☐ 無	
		☐ 有 →	
その他			

* 委員会等使用欄

動物実験委員会 意見	
学長受領欄	本報告書を受領した。 受 領 日：平成 年 月 日 東京有明医療大学長

*印は記入しないこと。

(別紙様式7)

平成 年 月 日

東京有明医療大学長 殿

管 理 者
所属・職名：
氏 名：

㊞

年度実験動物飼養保管数等報告書

実験動物の飼養保管状況について、下記のとおり報告します。

飼養保管動物の一覧

動物種	年度当初数	年度末数	導入数	使用数	備 考

※ 導入数：当該施設に外部機関等から導入した数及び当該施設で繁殖により増加した数の合計

使用数：実験に供した動物の総数

(別紙様式8)

飼養保管施設設置承認申請書

東京有明医療大学長 殿

施設等管理者

所属・職名
氏名

㊞

東京有明医療大学動物実験規則に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 更新

(旧設置承認番号:)

提出年月日	平成 年 月 日	受付年月日	平成 年 月 日	受付番号	
1. 飼養保管施設(施設)の名称					
2. 施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格: <飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 関連資格:				
3. 施設の概要	1) 建物の構造: (例: 鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備: (例: 温湿度制御, 換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種: 4) 飼養保管設備 (例: 飼育ケージ等) 規格: 最大収容頭数: 5) 逸走防止策 (例: ケージの施錠, 前室の有無, 窓や排水口の封鎖等) 6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備等) 名称: 規格: 7) 臭気, 騒音, 廃棄物等による周辺への悪影響防止策				

4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 動物実験委員会 記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: ☐ 申請された飼養保管施設は東京有明医療大学動物実験規則に適合する。 (条件等 ☐ 改善後, 使用開始すること。) ☐ 申請された飼養保管施設は東京有明医療大学動物実験規則に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 設置承認番号: 第 号 東京有明医療大学長 (印)

※ 当該施設の位置を示す地図及び平面図を必ず添付すること

※ 変更・更新の場合は, 前回からの変更点に下線を付し, 地図及び平面図は変更がある場合のみ添付すること。

(別紙様式9)

実験室設置承認申請書

東京有明医療大学長 殿

施設等管理者

所属・職名

氏名

印

東京有明医療大学動物実験規則に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

☐新規 ☐変更 ☐更新

(旧設置承認番号:)

提出年月日	平成 年 月 日	受付年月日	平成 年 月 日	受付番号	
1. 実験室の名称					
2. 実験室の管理体制	〈実験室管理担当者〉 所属： 職名： 氏名： 連絡先：				
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：(m ²) 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策				
4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）					
5. 動物実験委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された実験室は東京有明医療大学動物実験規則に適合する。 （条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。） ☐ 申請された実験室は東京有明医療大学動物実験規則に適合しない。 意見等				
6. 学長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 設置承認番号:第 号 東京有明医療大学学長 印				

※ 当該施設の位置を示す地図及び平面図を必ず添付すること

※ 変更・更新の場合は、前回からの変更点に下線を付し、地図及び平面図は変更がある場合のみ添付すること。

(別紙様式 10)

平成 年 月 日

東京有明医療大学長 殿

施設等管理者
所属・職名
氏名

印

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

東京有明医療大学動物実験規則に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 （施設）または実験室の 名称	
	設置承認番号（ ）
2. 廃止年月日	平成 年 月 日
3. 廃止後の利用予定	
4. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 （飼養保管施設の場合のみ記載）	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
5. 特記事項	
6. 動物実験委員会記入欄	
7. 学長記入欄	